

改正

平成12年3月25日規則第3号
平成12年4月15日規則第4号
平成12年12月28日規則第9号
平成13年12月27日規則第2号
平成14年12月31日規則第7号
平成16年3月22日規則第5号
平成20年3月31日規則第4号
平成24年3月22日規則第4号
平成24年9月24日規則第5号
平成30年3月24日規則第3号
令和2年1月19日規則第5号
令和6年3月10日規則第3号

浜名湖ボートレース企業団モーターボート競走電話投票実施規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、浜名湖ボートレース企業団（以下「企業団」という。）がモーターボート競走法（昭和26年法律第242号。以下「法」という。）に基づき施行するモーターボート競走（以下「競走」という。）に係る電気通信回線等を経由した電話機その他の端末機を使用した勝舟投票券（以下「舟券」という。）の発売（以下「電話投票」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 電話投票については、法、モーターボート競走法施行規則（昭和26年運輸省令第59号）、浜名湖ボートレース企業団モーターボート競走条例（昭和56年浜名湖競艇企業団条例第2号）、浜名湖モーターボート競走実施規程（平成20年浜名湖競艇企業団規程第3号）及びモーターボート競走法第3条に基づく浜名湖ボートレース企業団私人委託実施規則（平成20年浜名湖競艇企業団規則第5号）によるほか、この規則の定めるところによる。

(電話投票の実施に関する事務)

第3条 企業団は、電話投票を実施するため、舟券の発売並びに払戻金及び返還金の交付に関する事務を行う。

(電話投票の方式)

第4条 電話投票の方式は次のとおりとする。

- (1) 舟券の購入内容を電話機の音声通信網等を介して直接入力するプッシュホン方式
- (2) 舟券の購入内容を企業団が指定する電気通信事業者の専用回線網を介して直接入力する指定端末方式
- (3) 舟券の購入内容をインターネット回線網を介して直接入力するインターネット方式

(電話投票の実施に関する事務の委託)

第5条 企業団は、電話投票の実施に関する事務を他の地方公共団体、法第32条第1項に規定する競走実施機関又は私人に委託することができる。

2 前項の規定により委託を受けた者は、この規則の定めるところに従い、電話投票の実施に関する事務を実施するものとする。

第2章 加入者

(電話投票契約)

第6条 電話投票により舟券を購入できる者は、企業団が別に定める銀行（以下「指定銀行」という。）を利用した次に掲げるいずれかの方式で企業団と電話投票に関する契約（以下「電話投票契約」という。）を締結した者（以下「加入者」という。）とする。ただし、第3号の方式で電話投票契約を締結する場合にあっては、第4条第1号に掲げる方式による投票はできない。

- (1) 有担保方式（担保金を設定する電話投票）
- (2) 無担保方式（担保金を設定しない電話投票）

(3) 特別無担保方式（指定銀行のうち、企業団が別に定めるインターネット専業銀行等を利用する担保金を設定しない電話投票）

（加入者の募集）

第7条 加入者の募集（公示方法及び募集人員等）は、企業団が別に定める。

2 応募者は、企業団が別に定める申込書を企業団に提出しなければならない。

3 前項に定める申込書を提出するときは、住民票の写しその他の応募者の住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる資料を添えて提出しなければならない。

（加入者の欠格条項）

第8条 次の各号のいずれかに該当する者は、加入者となることができない。

(1) 法第11条又は第12条に規定する者

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行の免除を受けることのできない者

(4) 法人（個人事業主を含む。）

(5) その他競走の公正かつ安全な実施を妨げるおそれのある者

（加入者番号等）

第9条 企業団は、当該加入者の加入者番号、認証番号及び認証用パスワードについて電話投票の方式毎に必要なものを定め、加入者は、自己の暗証番号又は投票用パスワードを定めて、それぞれ相手方に通知するものとする。

（加入者台帳）

第10条 企業団は、加入者台帳を作成し、各加入者について、次の各号に掲げる事項を必要に応じ、これに記入するものとする。

(1) 氏名、性別及び生年月日

(2) 住所

(3) 勤務先

(4) 自宅及び勤務先の電話番号

(5) 加入者番号

(6) 認証番号

(7) 認証用パスワード

(8) 暗証番号

(9) 投票用パスワード

(10) 電話投票に利用する銀行の名称及び口座番号

(11) 担保金の金額

(12) 電話投票の利用開始年月日

（指定口座の開設等）

第11条 有担保方式の加入者は、指定銀行に企業団が別に定める日までに、電話投票のための普通預金口座（以下「指定口座」という。）を開設しなければならない。

2 無担保方式の加入者は、指定銀行に企業団が別に定める日までに電話投票のための投票用普通口座（以下「電話投票専用口座」という。）及び電話投票専用口座の預金を引き出すための普通預金口座（以下「出金口座」という。）を開設しなければならない。

3 特別無担保方式の加入者は、指定銀行に普通預金口座（以下「普通口座」という。）を開設しなければならない。

4 指定銀行は、有担保方式及び無担保方式の加入者が指定口座又は電話投票専用口座及び出金口座を開設したときは、当該加入者の氏名並びに当該指定口座又は電話投票専用口座及び出金口座を企業団に通知するものとする。

（振替依頼）

第12条 有担保方式及び無担保方式の加入者は、舟券購入代金を指定口座又は電話投票専用口座から企業団に納付するため、預金口座振替依頼書（以下「振替依頼書」という。）を企業団が別に定める日までに指定銀行に提出しなければならない。

2 特別無担保方式の加入者は、舟券の購入に充てる予定の金額（以下「購入予定金額」という。）

を企業団の預金口座（以下「企業団口座」という。）に振り替えるため、振替依頼書を企業団が別に定める日までに指定銀行に提出しなければならない。

- 3 指定銀行は、加入者が振替依頼書を提出したときは、その旨を企業団に通知するものとする。
（担保の提供）

第13条 有担保方式の加入者は、舟券購入代金の支払いを担保するため、企業団が別に定める日までに、指定口座を設けた銀行に定期預金として、次の各号に掲げる金額のうち、当該加入者が選択した金額（以下「担保金額」という。）を預け入れ、当該定期預金の元金に企業団を質権者とする質権を設定し、当該定期預金に係る定期預金証書を企業団に差し入れなければならない。

- (1) 3万円
- (2) 5万円
- (3) 10万円
- (4) 20万円
- (5) 30万円
- (6) 50万円
- (7) 100万円

- 2 前項の規定により差し入れられた定期預金証書は、電話投票契約が解約された場合には、当該加入者に返還するものとする。ただし、第26条第2項の規定により質権を実行した場合には、その残高を返還するものとする。

（利用開始時期の通知）

第14条 企業団は、次の各号のいずれかに該当した場合は、遅滞なく電話投票の開始期日を定め、これを当該加入者に通知するものとする。

- (1) 有担保方式の加入者が第11条第1項、第12条第1項及び前条第1項に定める手続を完了し、かつ、指定銀行が第11条第4項及び第12条第3項の手続きを完了したとき。
- (2) 無担保方式の加入者が第11条第2項及び第12条第1項に定める手続を完了し、かつ、指定銀行が第11条第4項及び第12条第3項の手続きを完了したとき。
- (3) 特別無担保方式の加入者が第11条第3項、第12条第2項に定める手続を完了し、かつ、指定銀行が第11条第4項及び第12条第3項の手続きを完了したとき。

（解約）

第15条 企業団は、加入者が解約の申請をしたとき、又は加入者が次の各号のいずれかに該当する場合は、電話投票契約を解約することができる。

- (1) 申込書又は提出した書類に記載された事項が真実でないことが判明したとき。
- (2) 企業団が指定した日までに指定口座若しくは電話投票専用口座及び出金口座の開設をしなかったとき、又は振替依頼書の提出をしなかったとき。
- (3) 企業団が指定した日までに担保金の提供をしなかったとき。（有担保方式の加入者に限る。）
- (4) 第13条に規定する定期預金に関する権利を第三者に譲渡し、又は担保に供する等の処分をしたとき。（有担保方式の加入者に限る。）
- (5) 第26条第2項の規定により質権が実行されたとき。（有担保方式の加入者に限る。）
- (6) 指定口座又は電話投票専用口座若しくは出金口座又は普通口座を解約したとき。
- (7) 1年間舟券の購入がなかったとき。
- (8) 第8条各号のいずれかに該当したとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、企業団が加入者として不適当と認めるとき。
- (10) その他この規則に違反したとき。

（本人申告による利用の停止）

第15条の2 企業団は、加入者から企業団が別に定める書面により電話投票の利用の停止の申請があったときは、企業団が別に定める期間中、当該加入者の電話投票の利用を停止することができる。

- 2 企業団は、前項の規定により電話投票の利用の停止となった加入者から企業団が別に定める書面により電話投票の利用の停止の解除の申請があったときは、当該加入者の電話投票の利用の停止を解除することができる。

- 3 第1項の規定により電話投票の利用の停止となった加入者は、企業団が別に定める日までの間は、前項の規定による電話投票の利用の停止の解除を申請することができない。

(家族申告による利用の停止)

第15条の3 舟券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じている疑いのある加入者の家族(加入者と同居する親族(配偶者並びに6親等内の血族及び3親等内の姻族(成年者に限る。))その他企業団が別に定める者に限る。以下同じ。)は、企業団が別に定める書面及び書類により当該加入者の電話投票の利用の停止を申請することができる。

- 2 企業団は、前項の停止の申請があった場合において、電話投票の利用が停止されようとする加入者(以下「利用停止候補者」)が、舟券の購入により日常生活又は社会生活に支障が生じている状態にあると認めるときは、利用停止候補者及び第1項の申請を行った家族(以下「申請家族」という。)に対し、利用停止候補者の電話投票の利用を停止する旨及び利用停止候補者の利用を停止する期間として企業団が別に定める日を通知するものとする。
- 3 前項の規定による通知を受けた利用停止候補者は、これを不服とするときは、利用停止開始予定日の前日までに書面をもって企業長に対して意見を申し出ることができる。
- 4 企業団は、前項の規定による申し出があり、その内容に理由があるときはこれを認め、利用停止を取り消すこととし、当該申し出をした加入者及び申請家族に対して、その旨を通知しなければならない。
- 5 企業団は、第2項の規定により電話投票の利用の停止となった加入者又は申請家族から企業団が別に定める書面により電話投票の利用の停止の解除の申請があった場合において、企業団が別に定める事由に該当する場合は、当該停止を解除することができる。
- 6 第2項の規定により電話投票の利用の停止となった加入者は、企業団が別に定める日までの間は、前項の規定による解除を申請することができない。
- 7 企業長は、第1項及び第5項の規定による書面の提出を受けたときは、各項の申請の内容を疎明するに足る資料の提出を求めることができる。

第3章 電話投票の実施

(舟券)

第16条 電話投票における舟券の券面金額は、100円の整数倍に相当する額とする。

(勝舟投票法)

第17条 電話投票における勝舟投票法は、単勝式、複勝式、二連勝単式、普通二連勝複式、拡大二連勝複式、三連勝単式及び三連勝複式の7種類とする。

(発売の日時)

第18条 電話投票における舟券の発売の日時は、企業団が別に定める。

(購入限度)

第19条 有担保方式の加入者の購入限度額は、次のとおりとする。

(1) 電話投票発売日における第1回目の投票に係る舟券の購入限度額(以下「購入限度額」という。)は、当該発売日の直前の指定銀行営業日(以下「直前の営業日」という。)の営業終了時における当該加入者の指定口座の預金残高(決済未確認の証券類を除き、その額が担保を超える場合は、担保金額に相当する額とする。)から直前の営業日の営業終了後に購入した舟券の購入金額を差し引いた額に当該舟券に係る払戻金及び返還金の合計額を加えた額(以下「指定口座預金残高」という。)とする。

(2) 当該電話投票発売日における第2回目以降の投票に係る1回の購入限度額は、指定口座預金残高から直前の回までの舟券の購入金額を差し引き、当該舟券に係る払戻金及び返還金の合計額を加えた額とする。

2 無担保方式の加入者の購入限度額は、次のとおりとする。

(1) 電話投票発売日における第1回目の投票に係る購入限度額は、当該発売日の直前の営業日の営業終了時における当該加入者の電話投票専用口座預金残高から直前の営業日の営業終了後に購入した舟券の購入金額を差し引いた額に当該舟券に係る払戻金及び返還金の合計額を加えた額とし、第20条第2項に規定する預金の振替を加入者が指定したときは、その合計額を差し引いた額(以下「電話投票専用口座預金残高」という。)とする。

(2) 当該電話投票発売日における第2回目以降の投票に係る1回の購入限度額は、当該加入者の電話投票専用口座残高から直前の回までの舟券の購入金額を差し引き、当該舟券に係る払戻金及び返還金の合計額を加えた額とし、第20条第2項の規定に基づき加入者が預金の振替を指定し

たときは、その合計額を差し引いた額とする。

- 3 特別無担保方式の加入者の購入限度額は、次のとおりとする。
 - (1) 電話投票発売日における第1回目の投票に係る購入限度額は、当該加入者が購入予定金額として企業団口座に振り替えた金額の合計額とする。ただし、競走開催日前日から発売されている競走（以下「前日前売発売」という。）を購入した場合には、企業団口座に振り替えた金額の合計額に前日前売発売により購入した舟券に係る払戻金及び返還金を加えた合計額とする。
 - (2) 当該電話投票発売日における第2回目以降の投票に係る1回の購入限度額は、当該加入者が購入予定金額として企業団口座に振り替えた金額の合計額と前日前売発売により購入した舟券に係る払戻金及び返還金を加えた額から直前の回までの舟券の購入金額を差し引き、当該舟券に係る払戻金及び返還金の合計額を加えた額とし、第20条第3項の規定に基づき加入者が企業団口座から普通口座へ振替を指定したときは、当該振替を指定した金額の合計額を差し引いた額とする。
- 4 電話投票発売日における購入可能回数は、企業団が別に定めるものとする。
(電話投票専用口座から出金口座への振替の指定等)

第20条 無担保方式の加入者は、電話投票専用口座の預金を直接引き出すことはできないものとする。

- 2 無担保方式の加入者は、電話投票専用口座の預金を引き出そうとする場合は、前条第2項による購入限度額内において任意の金額を1日の購入回数を限度とする任意の回数によって電話投票専用口座から出金口座に振替を指定し、出金口座から引き出すものとし、振替指定した預金は電話投票専用口座へ振戻すことはできないものとする。
- 3 特別無担保方式の加入者は、前条第3項による購入限度額内において1日の購入回数を限度とし、かつ、企業団が別に定める回数の範囲内において企業団口座から普通口座に振替を指定することができるものとする。

(舟券の購入方法)

第21条 舟券の購入は、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

- (1) 企業団は、プッシュホン方式を利用する加入者から舟券の購入申込みを受け付ける場合は、加入者の加入者番号及び暗証番号を確認した後、加入者に購入限度額を通知するとともに、購入しようとする舟券に係る勝舟投票法の種類、競走の番号、ボート番号又は連勝式番号の組（二連勝単式番号、普通二連勝複式番号、拡大二連勝複式番号、三連勝単式番号又は三連勝複式番号の組をいう。以下同じ。）及び購入枚数の申出を受けてこれを記録し、当該申込み内容を加入者へ通知し、その確認を得た後、当該申込み契約番号を付した後に、直ちに、加入者への当該契約番号の通知及び舟券の発売を行うものとする。
- (2) 企業団は、指定端末方式を利用する加入者から舟券の購入申込みを受け付ける場合は、加入者に加入者番号、認証番号及び暗証番号を企業団の電子計算機に送信させ、企業団が加入者番号、認証番号及び暗証番号を確認した後に、加入者が購入しようとする舟券に係る勝舟投票法の種類、競走の番号、ボート番号又は連勝式番号の組及び購入金額等（購入金額又は購入枚数をいう。以下同じ。）を指定端末に入力させ、これらを一括して企業団の電子計算機に送信させた後、その送信内容を記録し、当該申込み契約番号を付した後に、直ちに、加入者への当該契約番号の通知及び舟券の発売を行うものとする。
- (3) 企業団は、インターネット方式を利用する加入者から舟券の購入申込みを受け付ける場合は、加入者に加入者番号、暗証番号及び認証用パスワードを企業団の電子計算機に送信させ、企業団がこれを確認した後に、加入者が購入しようとする舟券に係る勝舟投票法の種類、競走の番号、ボート番号又は連勝式番号の組及び購入金額並びに投票用パスワードを企業団の電子計算機に送信させた後、その送信内容を記録し、当該申込み契約番号を付した後に、直ちに、加入者への当該契約番号の通知及び舟券の発売を行うものとする。

(投票の取消し及び変更)

第22条 舟券が発売された後は、加入者は舟券の購入の取消し又は購入した舟券に係る勝舟投票法の種類、競走の番号、ボート番号又は連勝式番号の組及び購入金額等の変更をすることができない。

(舟券等の受領)

第23条 発売した舟券並びに払戻金及び返還金は、企業団が加入者に代わって受領するものとする。

(代理人等による購入の禁止)

第24条 舟券の購入の申込みは、加入者自ら行うものとし、これを他人に行わせ、又は他人の委託を

受けて行ってはならない。

(受付の拒否)

第25条 企業団は、電話投票における舟券の購入の申込みについて疑義があるとき又は受け付けることが不相当であると認めたときは、これを受け付けないものとする。

(発売金の収納)

第26条 第21条の規定により発売した舟券に係る発売金の収納は、次のとおりとする。

(1) 有担保方式及び無担保方式の加入者に係る発売金にあつては、当該競走開催日に当該加入者の指定口座又は電話投票専用口座から企業団口座へ振り替える。ただし、当該競走開催日が指定銀行休業日である場合、その他やむを得ない事由により当該競走開催日に振り替えることができない場合は、当該競走開催日の翌指定銀行営業日に振り替えるものとする。

(2) 特別無担保方式の加入者に係る発売金にあつては、当該加入者が企業団口座に振り替えた購入予定金額から収納する。

2 企業団は、指定口座からの前項に係る収納が、加入者の預金残高の不足により不能となったときは、質権を実行し、不足となった金額を当該加入者の定期預金から差し引き、これを発売金として収納する。

(払戻金及び返還金の振込み等)

第27条 第23条の規定により企業団が加入者に代わって受領した払戻金及び返還金は、有担保方式及び無担保方式にあつては、当該競走開催日に指定口座又は電話投票専用口座に、特別無担保方式にあつては、購入予定金額から舟券購入代金を差し引き払戻金及び返還金を加えた額を普通口座に振り込むものとする。ただし、有担保方式及び無担保方式にあつては、当該競走開催日が指定銀行休業日である場合、指定銀行の都合による場合、その他やむを得ない事由により当該競走開催日に振り込むことができない場合は、当該競走開催日の翌指定銀行営業日に振り込むものとし、特別無担保方式にあつては、当該競走開催日に前日前売発売を実施している場合、当該競走開催日が指定銀行の都合による場合、その他やむを得ない事由により当該競走開催日に振り込むことができない場合は、当該競走開催日の翌指定銀行営業日に振り込むものとする。

2 企業団は、第20条第2項の規定により振替指定を受けた金額を当該振替指定した日に電話投票専用口座から出金口座に振り替えるものとする。ただし、当該振替指定した日が指定銀行休業日である場合、その他やむを得ない事由により当該振替指定した日に振り替えることができないときは、当該振替指定した日の翌指定銀行営業日に振り替えるものとする。

(預金残高の確認)

第28条 企業団は、電話投票発売日の直前の営業日に指定銀行に照会して、その日の営業終了時における加入者の指定口座又は電話投票専用口座の預金残高を確認するものとする。

第4章 雑則

(個人情報の取扱い)

第29条 企業団は、加入者の個人情報を別に定めるところに基づいて取り扱うこととする。

(舟券の閲覧)

第30条 加入者は、第23条の規定により企業団が、加入者に代わって受領した舟券について、当該電話投票発売日から60日以内に限り、閲覧することができる。

(異議の申立)

第31条 加入者は、当該加入者が行った電話投票に関し、当該電話投票を行った日から60日以内に企業団に対して異議を申し立てることができる。

(電話投票の記録)

第32条 企業団は、加入者に係る電話投票の全ての内容を記録するものとし、その記録は60日間保存するものとする。ただし、異議申立等に係る記録は、必要な期間保存するものとする。

(雑則)

第33条 この規則の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、平成11年10月1日から適用する。

2 浜名湖競艇企業団モーターボート競走の電話投票に関する規則（平成6年浜名湖競艇企業団規則第2号）は、廃止する。

附 則（平成12年3月25日規則第3号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月15日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成12年12月28日規則第9号）

この規則は、公布の日から施行し、平成12年12月12日から適用する。

附 則（平成13年12月27日規則第2号）

この規則は、平成14年3月14日から施行する。

附 則（平成14年12月31日規則第7号）

この規則は、平成15年1月20日から施行する。

附 則（平成16年3月22日規則第5号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月31日規則第4号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月22日規則第4号）

- 1 この規則の一部改正は、平成24年3月22日から施行する。
- 2 施行日において施行日の前日から引き続き加入者である者（以下「継続加入者」という。）については、第10条中「認証番号」とあるのは、平成24年12月26日までの間は、「認証番号及びユーザーID」とする。
- 3 継続加入者の舟券の購入方法については、改正後の第21条第2号及び第3号の規定にかかわらず、平成24年12月26日までの間は、なお従前の例によることができる。ただし、同条第2号及び第3号中「受付番号」とあるのは、「契約番号」とする。
- 4 継続加入者が解約し、平成24年12月26日までの間に再び加入者となった場合については前2項の規定は、適用しない。

附 則（平成24年9月24日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年7月9日から適用する。

附 則（平成30年3月24日規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年1月19日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月10日規則第3号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。